

～今こそ地域みんなに活力を～
古河市プレミアムエール商品券 取扱店募集!!

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている地域経済の回復を目的として、売上が減少した地元商店や地元飲食店等への支援及び消費者の家計への支援をするため 20パーセントの付加価値を加えた「古河市プレミアムエール商品券」の取扱店を募集します。

下記概要等をご確認のうえ、取扱店として参加いただける場合には、下記によりお申し込みいただけますようお願いいたします。

※広報「古河」9月号で全戸配布予定の取扱店一覧のチラシへの掲載は、令和2年7月31日受付分を持ちまして締め切りとさせていただきますので予めご了承ください。

商品券概要	募 集 店 舗	古河市内に事業所・店舗を有し、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる事業所
	発 行 要 約	商品券額面発行総額 6億円分 ○利用期間： 令和2年10月1日(木) ～ 令和3年2月21日(日) <small>※商品券の購入については、9月1日(火)～9月18日(金)までの事前予約のうえ、10月1日(木)～11月8日(日)までに商品券との引換が必要です。</small> ○販売価格： 1万円(券総額1万2千円) 50,000冊発行 <small>※500円券×24枚つづり 一世帯5冊まで うち共通券10枚、飲食券2枚、一般券 12枚 共通券…大型店でも使用可、飲食券…飲食店のみ使用可 一般券…大型店以外の取扱店で使用可</small> ○購入対象者： 古河市民
	使 用 期 間	令和2年10月1日(木) ～ 令和3年2月21日(日)
換 金 方 法	期 間	令和2年10月1日(木) ～ 令和3年3月3日(水)
	方 法	取扱店舗からの回収予約に応じ、月2回使用済商品券の訪問回収を行います。その際、換金に係る請求書をご提出いただき貴事業所指定の銀行口座への振込となります。(※事前に別途説明書を送付いたします。)
	手数料	無 料
その他	<p>※裏面の「商品券取扱店申込みに伴う留意事項」をご確認ください。</p> <p>※取扱店として参加いただける事業所におかれましては、本商品券を利用いただく方に対し、キャンペーン・セール等独自のサービスについて実施いただき、地域の活性化にご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、『いばらきアマビエちゃん』への登録が必須となりますので、商品券利用開始となる令和2年10月1日までにご登録いただきますようお願い申し上げます。</p>	

いばらきアマビエちゃん登録フォーム⇒



古河市プレミアムエール商品券

取扱店申込みに伴う留意事項

～以下の事項をご確認のうえ、お申込みください～

■取扱店参加資格

古河市内に事業所、店舗等を有し、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる事業所。ただし、次の事業者を除きます。

- 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っているもの
- 古河市暴力団排除条例（平成23年条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者が営業を行っているもの

■商品券取扱店の周知について

- ・広報「古河」9月号にて、商品券取扱店一覧を掲載した案内チラシを配布します。
※掲載については、7月31日(金)受付分で締め切りとさせていただきます。
8月1日以降も取扱事業所の申込みは受け付けますが、掲載はできませんのでご了承ください。
- ・専用ホームページに、『商品券取扱店一覧』を掲載します。
※取扱店マニュアル・取扱店ポスターを後日送付しますので、ご活用ください。

■商品券の換金について

- ・月2回使用済商品券の訪問回収を行います。（訪問日時は指定日となります。）換金に関する必要書類・マニュアルを後日配布します。
※使用後の商品券には、裏面の指定欄に取扱店の判断ができる印をお願いします。
- ・換金手数料は無料となります。
- ・商品券換金の支払方法は貴事業所指定金融機関の「口座振込」のみとなります。
※振込手数料は、市にて負担いたします。
- ・換金可能な期間は、令和3年3月3日（水）までとします。
※期限を過ぎての換金には一切応じられません。

■商品券の利用対象とならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換及び売買

■商品券取扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないで下さい。不足分は現金等で受け取って下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責を負いません。

■取扱店の責務等 次に掲げる事項を遵守してください。

- 取扱店であることが明確になるよう、掲示ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- 利用者が使用する商品券について、偽造でないかの確認をして下さい。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに古河市役所商工政策課へ報告して下さい。